

# 地方税の偏在是正に関する勉強会 論点整理

## 目次

1	検討の背景	1
2	地方税の偏在是正に関する勉強会の設置・検討	3
3	偏在性の現状比較	4
4	分割基準における制度上の課題	5
5	事務所・事業所要件における課題	7
6	検討の方向性	9
7	国への提案内容	10

令和6年10月 (※R6.11 修正版)

# 1 検討の背景

## ○税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

地方団体が地域経済活性化や福祉・医療など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていく上で、地方税は最も重要な基盤であり、**地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が重要**であることを、全国知事会や本県独自の国の予算編成等に対する提案活動を通じて主張してきた。

## ○偏在是正に関する国の取組

国においても、望ましい地方税のあり方を追求する中で、偏在是正の取組が行われてきた。

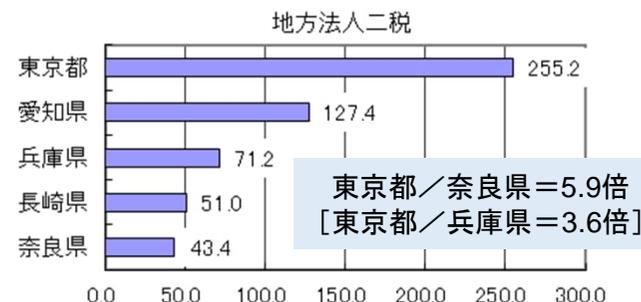
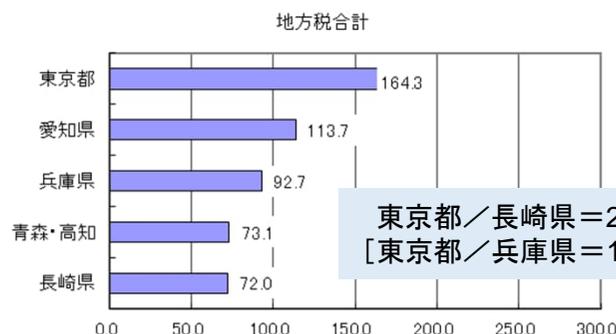
### 取組事例

- ・地方消費税の創設・拡充（H9：1%、H26：1.7%、R元：2.2%）
- ・個人住民税の比例税率化（5%・10%・13%の累進税率→H19：10%の比例税率）
- ・特別事業法人税・譲与税制度の創設（R元.10：従前は暫定措置の地方法人特別税・譲与税）

## ○地方法人課税の原則と偏在性

地方法人課税は、**法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること**（法人事業税）、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべき（法人住民税）という観点から課税されているが、地方税において偏在性が最も大きい税目でもある。

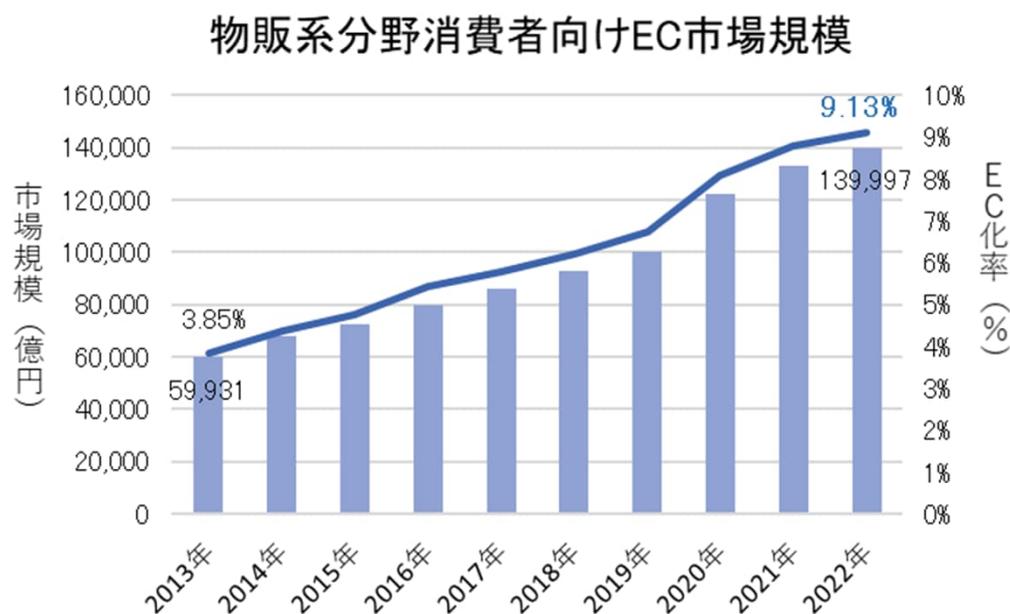
### 人口一人当たり 税収額の指数 (令和4年度決算)



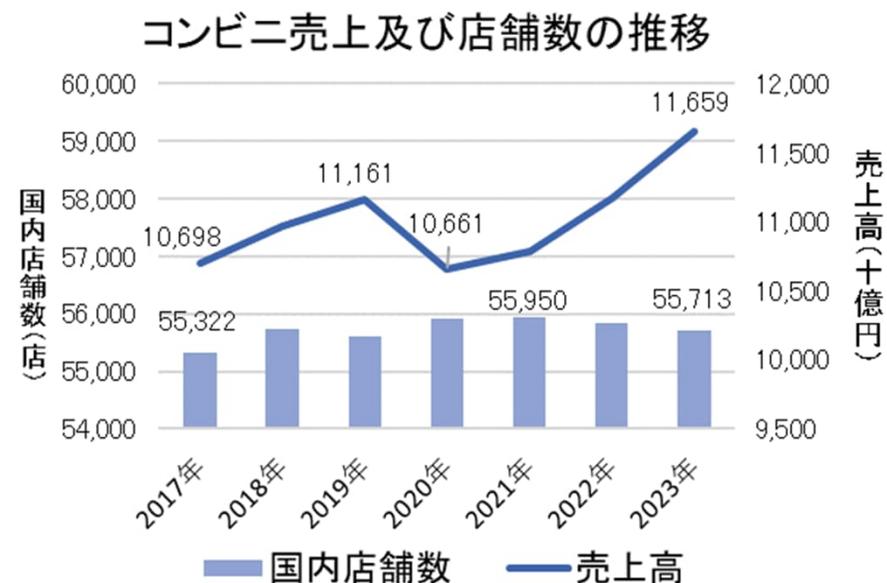
## ○社会経済情勢の変化に伴う偏在性への影響

これまで特別法人事業税譲与税の創設などで、偏在是正が一定程度図られてきたが、EC（電子商取引）やフランチャイズといった事業活動の多様化など、社会経済情勢の変化により、その偏在の状況にも変化が生じていると考えられる。

### 【参考】



[出典: 経済産業省令和4年度電子商取引に関する市場調査報告書]



[出典: (一社)日本フランチャイズチェーン協会 コンビニ統計・時系列データ]

## 2 地方税の偏在是正に関する勉強会の設置・検討

地方税（特に法人関係税）の偏在性について、本県独自に調査を行い、是正策の国への提言に繋げるため、県内大学の財政学、租税法や会計学の研究者を委員とする勉強会を設置。

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上村敏之（関西学院大学経済学部教授） [座長]</li> <li>・ 濱田 洋（兵庫県立大学国際商経学部准教授）</li> <li>・ 古田美保（甲南大学経営学部教授）</li> <li>・ 足立泰美（甲南大学経済学部教授）</li> <li>・ 淵 圭吾（神戸大学大学院法学研究科教授）</li> </ul>
----	--

### 【勉強会の開催実績(予定を含む)】

勉強会	開催日時	検討内容
第1回	令和6年6月21日	地方税の偏在状況の確認、検討方針の決定
第2回	令和6年8月16日	偏在性を高める具体的な経済活動の整理
第3回	令和6年10月10日	偏在是正に関する課題の整理、国への提案（11月）の作成
第4回	令和6年12月26日	具体的な偏在是正方策の検討
第5回	令和7年2月	全体整理・新たな課題等の考察、報告書の作成

### 勉強会の進め方

- ① まずは、偏在性の高い地方法人課税から検討。
- ② 地方法人課税の偏在性の指標として、事業の活動量を示す「従業者数」にも着目して現状を比較。
- ③ 現行の**分割基準**や**事務所・事業所の要件**では実態に合わない事例を確認し、その是正方策を検討。
- ④ ③の結果を踏まえ、偏在是正措置である**特別法人事業税・譲与税**及び**地方交付税**の見直しにも言及するか検討。

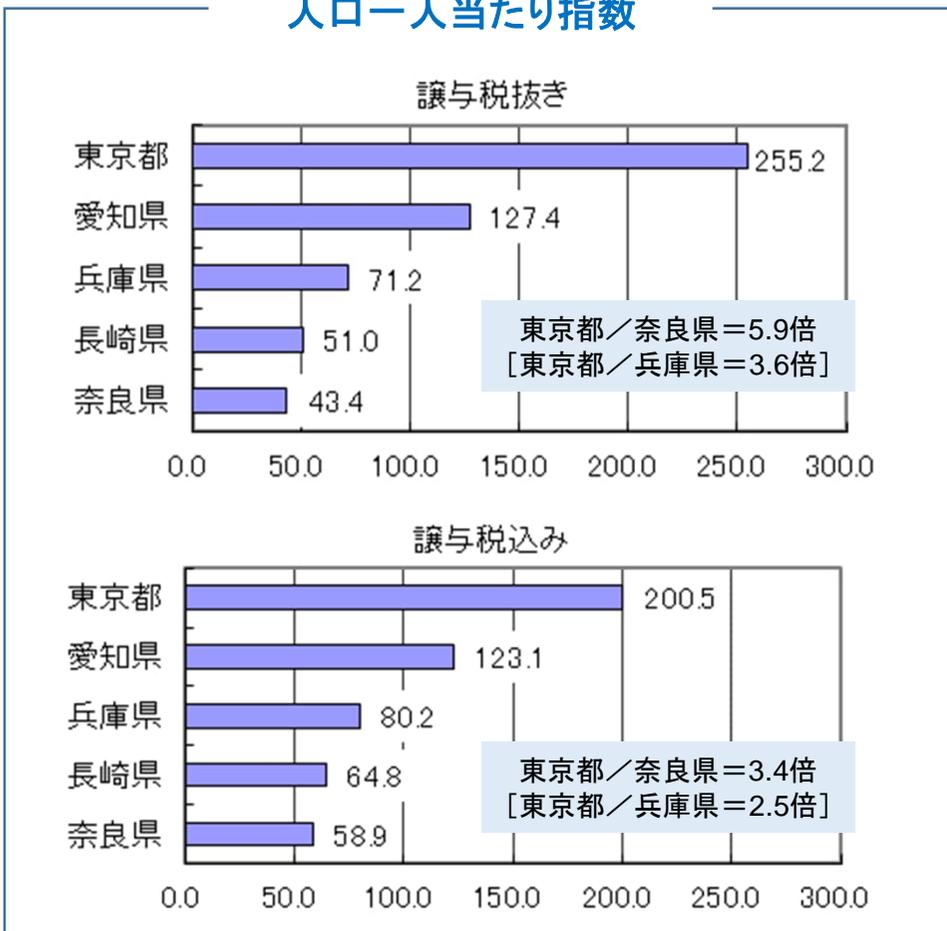
検討項目
分割基準制度
「事務所・事業所」の要件
特別法人事業税・譲与税
地方交付税



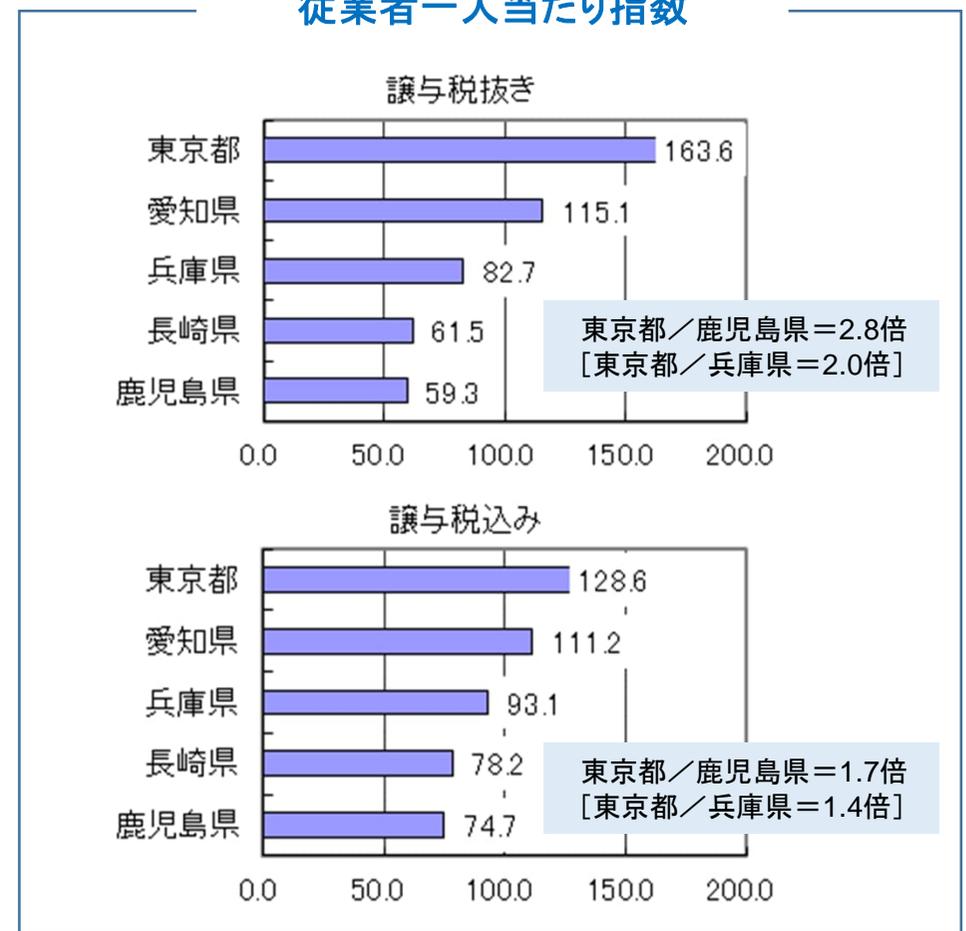
### 3 偏在性の現状比較

- 法人関係税は法人が負担するものであり、偏在性を議論する指標として従業者数が重要であることから、「人口一人当たり」による比較に加え、「**従業者一人当たり**」による比較についても考慮することが必要。
- 従業者一人当たり指数においては、東京都との倍率が縮小するものの、依然として格差はある状況。

#### 人口一人当たり指数



#### 従業者一人当たり指数



※ 偏在是正措置である特別法人事業譲与税を含む比較も実施。税額は令和4年度決算数値（法人二税の合算で超過課税除く）。従業者数は経済センサス活動調査から。

## 4 分割基準における制度上の課題

### 【分割基準制度について】

地方法人二税は、事務所等（事務所又は事業所）を有する法人に、その事務所等が所在する地方団体が課税することから、法人の事務所等が2以上の地方団体にある場合、課税権の調整が必要になる。

「分割基準」は課税標準を事務所等の所在する地方団体に分割する基準となる。

区 分		分 割 基 準
法人事業税	製造業	従業者数 (資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍)
	発電事業・ 特定卸供給事業	課税標準の3/4：事務所などの固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所などの固定資産の価額
	送配電事業	課税標準の3/4：事務所などの所在する都道府県において発電所に接続する電線路の送電容量 課税標準の1/4：事務所などの固定資産の価額
	小売電気事業	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数
	ガス供給業・倉庫業	事務所などの固定資産の価額
	鉄道事業・軌道事業	軌道の延長キロメートル数
	非製造業 (上記以外の業種)	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数
法人県民税（全業種）		従業者数

### 勉強会における意見

- 企業の事業活動の変化を踏まえると、**現行の分割基準では応益性に対する課税としての限界がきている**ことが当勉強会における共通認識であると思われる。
- 分割基準の創設経緯を見ると、「従業者の数」が事務所又は事業所の活動量をよく表すとあり、「活動量」を持って分割するのが基本的な考え方ではないか。
- 実態として、法人事業税の課税対象である**所得と法人の活動量は必ずしも相関関係が強いわけではない**。
- 法人への課税においては、法人の活動量を踏まえた課税も大切であるが、**法人の納税コストへの配慮として、簡素化の視点も必要**である。

## ○個別の業態について

業 態	課 題	委員からの意見
E C化 (物品販売系)	全国に事業展開しているにもかかわらず、 <b>本店や地域拠点のある地方団体しか分割基準の対象とならず、また、税収が本店等が所在する地方団体に集中する。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• E C事業者は、経営管理の中で地域別の売上（販売額）を把握しており、それを分割基準の指標としても、納税コストの増加にはならないのではないか。</li> </ul>
フランチャイズ	販売の実態を超えて、 <b>税収が本店等が所在する地方団体に集中する。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法人二税や地方消費税については、消費地主義が原則となるので、売上（販売額）に応じた課税は原理原則ではないか。</li> </ul>
分社化・ 地域子会社化	分社化後の各社が事業所所在地の地方団体に納税となれば、 <b>団体間の課税関係に変化が生じる。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 親会社の子会社の総務系機能を担わない場合は、分割基準の問題とは分けて考えるべきではないか。</li> </ul>
オートメーショ ン化	ロボットの導入によるオートメーション化が進み、配置される <b>従業者数が減少</b> することに伴い、 <b>工場等が所在する県への税収が減少</b> する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 従業員がわずかでロボットが作業の大部分を担う物流施設でも、行政サービスの提供を受けていることは確かである。</li> <li>• 税率や捕捉の課題はあるが、ロボットやオートメーション設備に対して課税すべきという、新しい提案を入れた方が注目されるのではないか。</li> </ul>

## 5 事務所・事業所の要件における課題

### 【事務所・事業所の要件について】

地方法人二税は、事務所又は事業所（事務所等）を有する法人に、その**事務所等が所在する地方団体が課税**するもの。

事務所等は、事業の必要から設けられた**①人的設備**を有すること、**②物的設備**を有すること、**③事業を継続して行う**ことの3つの要件を満たすことが必要。

### 勉強会における意見

- 労働者がいないと事業が成り立たない時代から、**資本ストックのみで事業展開できる時代に移行している現状**を踏まえどうすべきといった問題意識が重要。
- 明確に行政サービスを受けている業態から国に問題提起していく考え方は理解できるが、説明としては、**他制度との一貫性を踏まえたやり方であるべき**
  - ・メガソーラーでは、1000kWといった発電単位よりも、固定資産や面積をどの程度保有するか等により、行政サービスを受けていると説明すべき。
  - ・事業税が応益課税であれば、本来、小規模であっても課税対象とすべきであり、**捕捉困難なものについては、そのことを課題として打ち出すべき。**
- 従業員がいなければ「事務所・事業所」に該当しないとされる倉庫のほか、E C、メガソーラーについても、「**人の有無**」ではなく、**占有や稼働状況により捕捉すべきと考えれば、すべて要件に該当するといえるのではないか。**

## ○個別の業態について

業 態	課 題	委員からの意見
特定目的会社	<p><b>配当の損金算入の影響で税額があまり発生しない</b></p> <p>〔 法令上、不動産収益の投資家への配当は損金算入が可能となる。 〕</p> <p>また、倉庫等を借りる側（テナント）でも、賃借料が経費として計上されるため、法人事業税が減少する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 損金算入の影響で所得に対する課税は難しいが、事業活動をしていることに着目し、現状では政策的に課税していないという問題意識を打ち出すべきである。</li> <li>• 資産保有については、倉庫等物流に限らず、ホテルなど様々な事例がある。</li> </ul>
太陽光発電・風力発電	<p><b>人的要件を満たさないため、課税不可</b></p> <p>発電設備には従業者の常駐もないため、設備がある地方団体に課税権が生じず、本店のある地方団体に税収が入る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 従業員が不在の設備のため、事務所等には該当しないとして課税していない状況は、法人の活動実態に合わない。</li> <li>• この業態に限らず、従業員が少ない業態において問題が生じやすいと主張できるのではないか。</li> </ul>
E C化 (デジタル系)	<p><b>事務所等がないため、消費地に税収配分がされない</b></p> <p>市場規模が拡大しているが、物販系以上に税収が本店所在地に集中する。行政サービスを受けた場所が特定しにくいという課題もある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• クレジットカードの使用等で販売地域が把握可能な場合は、検討も可能ではないか。</li> </ul>

## 6 検討の方向性

井  
と  
め

- 特別法人事業譲与税により一定の偏在是正が図られているが、現行の**地方法人課税における分割基準及び事務所・事業所の要件が実態に適合していない事例がある**。応益性に対する課税としての限界がきていることもあり、**結果として偏在是正が実現できていない**。
- まずは、**分割基準をより適正に、あるいは地方法人課税の対象となる事務所等の要件を実態に合ったものに見直すことが必要**。
- 国への提言においては、正しい是正方策を示すことよりも、**問題提起を行っていくことが重要**。

## 7 国への提案内容（概要）

### 地方法人課税の偏在是正につながる課税原則の見直し

法人の事業活動の多様化など、社会経済情勢の変化により、現行の分割基準や事務所等の定義では実態に合わない事例が見られ、結果として地方法人課税の偏在性の拡大が生じていることから、以下の見直しを検討すること

E C（電子商取引）等に対する分割基準の見直し

**（例）EC、フランチャイズ、オートメーション**

地方団体から各種の行政サービスを受けているにもかかわらず、現行の分割基準では、当該受益に応じた適正な税収の配分がなされない業種が見られることから、新たな指標を設ける等、分割基準の見直しを図ること

事務所等の定義の見直し

**（例）太陽光・風力発電、特定目的会社**

法人の利益の源泉たる施設であるにもかかわらず、事務所等（事務所又は事業所）の定義に該当しないことから分割基準の対象とならず、当該施設の所在する都道府県に税収が配分されない施設が見られることから、事務所等の定義の見直しを図ること